別表六（十）　特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

| 事業年度 | ・ ・<br>・ ・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 特定税額控除規定の適用可否<br>（別表六（七）「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合） | | 可 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 特別試験研究費の額<br>（14の計）又は（17の計） | 1 | 円 | 調整前法人税額<br>（別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」） | 7 | 円 |
| 控除対象済特別試験研究費の額<br>（別表六（八）「3」）又は（別表六（九）「3」） | 2 | | 当期税額基準額<br>(7)×5又は10/100 | 8 | |
| 差引対象特別試験研究費の額<br>(1)－(2) | 3 | | 当期税額控除可能額<br>（(6)と(8)のうち少ない金額） | 9 | |
| 同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額<br>（(3)と(18)のうち少ない金額） | 4 | | | | |
| (3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額<br>（((3)－(4))と(19)のうち少ない金額） | 5 | | 調整前法人税額超過構成額<br>（別表六（六）「7の③」） | 10 | |
| 特別研究税額控除限度額<br>(4)×30/100＋(5)×25/100＋((3)－(4)－(5))×20/100 | 6 | | 法人税額の特別控除額<br>(9)－(10) | 11 | |

特別試験研究費の額の明細

| | 旧措法第42条の4第6項各号の該当号 | 特別試験研究の内容 | 特別試験研究費の額 |
|---|---|---|---|
| 平成31年4月1日前に開始した事業年度の場合 | 12 | 13 | 14 |
| | 第1号・第2号 | | 円 |
| | 第1号・第2号 | | |
| | 第1号・第2号 | | |
| | 第1号・第2号 | | |
| | 第1号・第2号 | | |
| | 計 | | |

| | 措法第42条の4第7項各号の該当号 | 特別試験研究の内容 | 特別試験研究費の額 |
|---|---|---|---|
| 平成31年4月1日以後に開始する事業年度の場合 | 15 | 16 | 17 |
| | 第1号・第2号・第3号 | | 円 |
| | 第1号・第2号・第3号 | | |
| | 第1号・第2号・第3号 | | |
| | 第1号・第2号・第3号 | | |
| | 第1号・第2号・第3号 | | |
| | 計 | | |

| | | |
|---|---|---|
| （14の計）又は（17の計）のうち（12）又は（15）が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額 | 18 | |
| （17の計）のうち（15）が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額 | 19 | |

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）